

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和六年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野元裕

一 実施等級別職種

イ 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

ハ 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作

検定職種	実施期日
一級及び二級 機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	令和七年一月二十六日（日）
二三級 シーケンス制御、配管及び型枠施工	

日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる

(1) 実施期日

口 学科試験

(3) 試験問題の公表

(2) 実施場所
協会が指定する場所

く。）。

令和六年十二月五日（木）から令和七年二月十六日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(1) 実施期日

イ 実技試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

電子回路接続（電子回路接続作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

二

業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図C A D作業）

二 単一等級

				令和七年二月二日（日）
一 特級	鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	二 一級及び二級	工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図	一 一級及び二級
二 三級	造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図	一 二級	舞台機構調整	一 一級及び二級
二 三級	機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき及び鉄	令和七年二月九日（日）	令和七年二月五日（水）	令和七年二月九日（日）

筋施工

三 単一等級
電子回路接続

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四

受検申請の手続
イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面又はその写し
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三一〇一〇〇七四）

ハ 受付期間

令和六年十月七日（月）から令和六年十月十八日（金）まで

二 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百八十円分を同封して請求すること。

- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五

手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

鉄道車両製造・整備	自動販売機調整	プリント配線板製造	半導体製品製造	シーケンス制御	電気機器組立て	電子機器組立て	電子回路接続	仕上げ	金属ばね製造	金型製作	非接触除去加工	機械熱処理	機械加工	鋳造	検定職種	手数料
一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円（一万二千百円）	一万八千二百円（一万二千百円）	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円（一万二千百円）	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円（一万二千百円）	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円（一万二千百円）	

機械・プラント製図	一万八千二百円（一万二千百円）
金属材料試験	一万八千二百円
塗装	一万八千二百円

備考 手数料の欄の（）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

口 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

令和七年三月十四日（金）に埼玉県ホームページに掲載するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。